

@George LTE特約

第1章 総則

第1条 (@George LTEの提供)

株式会社インボイス(以下「当社」といいます。)は、この「@George LTE特約」(以下、「本特約」といいます。)を定め、本特約に基づきエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社(以下、「コミュニケーションズ」といいます。)の電気通信サービスを利用した「@George LTE」(以下、「本サービス」といいます。)を提供します。

2 本サービスは、当社が別途定める「@George会員規約(約款)」(以下「会員規約」といいます)第3条第3号および第21条第1項第2号に規定する会員サービスのうち、コミュニケーションズを提携事業者とする提携事業者サービスに基づくサービスであり、本特約に定めるものを除き、会員規約の規定が適用されます。なお、本特約と会員規約の規定とが抵触する場合、本サービスの提供に限り、本特約が優先して適用されます。

第2条 (特約の変更)

当社は、本特約の全部または一部を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の特約によります。

第3条 (特約の掲示)

当社は、本特約(変更があった場合は変更後の特約)を当社の指定するWebサイトに掲示します。なお、本特約または変更後の特約は、当社が別途定める場合を除き、当該Webサイトに掲示した時点より効力が生じるものとします。

第4条 (用語の定義)

会員規約において定義された用語の意味は、本特約においても同一の意味で使用します。

2 本特約で使用する用語の意味はそれぞれ次のとおりとします。

(1) 「本サービス契約」

当社から本特約に基づく本サービスの提供を受けるための契約

(2) 「本サービス会員」

当社と本サービス契約を締結している本サービスの利用者

(3) 「接続事業者」

電気通信事業者である株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモおよびエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社の総称

(4) 「端末機器」

本サービスを利用するために必要な通信機器

(5) 「SIMカード」

会員識別番号その他の情報を記憶することができるICカードであって、本サービスの提供にあたり、当社から本サービス会員へ貸与されるもの

第5条 (通知)

当社から本サービス会員への通知は、本サービス会員が当社に登録したメールアドレス宛ての電子メール、書面の郵送または当社Webサイト上での掲載等、当社が適当と判断する方法により行うものとします。

2 前項の通知は、当社が当該通知の内容をWebサイト上に表示した時点または電子メールおよび書面等が当社より発信等された時点より効力を生じるものとします。

第2章 契約

第6条 (契約の単位)

当社は、本サービス契約にかかる1の申込みごとに1の本サービス契約を締結します。この場合、本サービス会員は、1の本サービス契約につき1人に限るものとし、利用できる端末機器の数は1台とします。

第7条 (最低利用期間)

本サービス契約には、当社が会員規約第6条に定める承諾後に発送する登録情報通知書に記載した月を利用開始月とし、その月から起算して25ヶ月間の最低利用期間があります。

2 本サービス会員は、当該最低利用期間内に解約した場合、第21条に定める契約解除料を支払うことをあらかじめ承諾します。

第8条 (申込手続)

本サービス契約の申込みするときは、会員規約および本特約に同意の上、当社所定の契約申込書を当社指定の提出先に提出していただきます。ただし、WEB申込み(当社所定のWEBサイトを經由して、当社が定める契約事項を当社の指定する方法に従い当社に送信することをいいます。以下同じとします。)により本サービス契約の申込みをするときは、その契約事項の送信を契約申込書の提出とみなして取り扱います。

第9条 (地位の承継)

法人の合併等により本サービス会員の権利義務の承継が発生した場合、本サービス会員の地位も承継されるものとし、合併後存続する法人もしくは合併により設立された法人は、これを証明する書類を添えて、速やかに当社所定の手続きに従い届け出るものとします。

2 本サービス会員が死亡した場合、本サービス契約は終了または承継されるものとし、相続人はそれを選択することができるものとします。ただし、当該本サービス会員の相続人等からの第10条に従った解約の通知または次項に定める通知がない限り、当社は料金等を請求できるものとします。

3 前項の場合に、相続人が本サービス会員の地位の承継を希望するときには、正当な相続人であることを証明する書類を添えて、速やかに当社所定の手続きに従い届け出るものとします。

4 前項の場合に、相続人が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出るものとします。また、これを変更したときも同様とします。

5 当社は、前項に定める代表者の届出があるまでの間、その相続人のうちの1人を代表者として取り扱います。

第10条 (解約手続)

本サービスの利用終了を希望する会員には、解約を希望する月の15日までに、当社の下記Webサイト上の解約フォームに必要事項を入力の上、データを送信していただきます。解約の手続きが、16日以降となった場合は、データ送信があった日が属する月の翌月末日での解約となります。

<https://www.george24.com/support/contact/termination.php>

第3章 本サービス

第11条 (サービス内容)

本サービスの詳細および端末機器は、別に定めるところによります。

2 本サービスは、音声通話サービスの提供は行いません。

3 本サービスの提供エリアは、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモが提供する「Xiサービス」および「FOMAサービス」の提供エリアとします。

4 本サービスの通信速度は、ベストエフォートであり、理論上の最大速度を実効速度として保証するものではありません。通信環境や混雑状況により通信速度が低下する可能性があります。

第12条 (端末機器)

本サービス会員は、本サービスの利用に必要な当社が別途指定する端末機器を購入するものとします。端末機器の売買に関する事項については、別途「@George LTE端末機器の販売特約」において定めるものとします。

2 本サービス会員は、端末機器が故障・破損等により、通信に利用することができなくなったときは、当社に対して、端末機器の修理を請求することができるものとします。なお、費用については、当社が別途に定めるものとし、本サービス会員はこれを支払うものとします。ただし、当該端末機器の故障・破損等が、当社の責めに帰すべき事由による場合は、当社は無償により交換を行います。

3 端末機器の仕様および性能等は予告なしに変更する場合があります。

4 本サービス会員は本サービスを利用できるように端末機器を管理および使用するものとし、当社は、本サービス会員が改変等端末機器へ変更を加えたことにより本サービスを正常に利用できなかったとしても責任を負わないものとします。

第13条 (SIMカード)

当社は、本サービス会員に対して、本サービスの利用に必要なSIMカードを貸し出します。

2 本サービス会員は、SIMカードが故障・破損等により、通信に利用することができなくなったときは、当社に対して、SIMカードの修理を請求することができるものとします。なお、費用については、当社が別途に定めるものとし、会員はこれを支払うものとします。ただし、当該SIMカードの故障・破損等が、当社の責めに帰すべき事由による場合は、当社は無償により交換を行います。

3 SIMカードの仕様および性能等は予告なしに変更する場合があります。

4 本サービス契約の解約があった場合、本サービス会員は、当社が指定する方法により、SIMカードを解約成立日より15日以内に当社に返却します。返却がない場合、本サービス会員は当社が別に定めるSIMカードの費用を支払うものとします。

第14条 (利用停止)

本サービス会員は、本サービスの一時的な利用停止を希望するときは、当社指定の方法により通知するものとします。なお、当該利用停止期間中も本サービスの利用料金は発生します。

2 当社は、インターネットセーフティ協会が提供する児童ポルノアドレスリストにより特定されるWebサイトまたはコンテンツに対する会員からの閲覧要求を検知し、当該閲覧を遮断することがあります。

第15条 (重要通信の確保)

当社または接続事業者は、天災、事変その他非常事態が発生または発生するおそれがあるときは、電気通信事業法第8条並びに関係法令に基づき、災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持に必要な通信、その他公共の利益のため緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、本サービスの利用を制限または中止することがあります。その場合、当社は当該措置により本サービス会員に生じた損害について一切の責任を負わないものとします。

第16条 (通信の制限)

本サービスは、接続されている端末機器が通信区域内に在圏する場合に限り利用することができます。ただし、当該通信区域内であっても、屋上、地下駐車場、ビルの陰、トンネル、山間部等電波の伝わりにくい場所では、通信を行うことができない場合があります。

2 当社または接続事業者は、通信が著しくふくそうするときは、通信時間または特定の地域の通信の利用を制限することがあります。

3 当社または接続事業者は、本サービス会員間の利用の公平を確保し、本サービスを円滑に提供するため、動画再生やファイル交換(P2P)アプリケーション等、帯域を継続的かつ大量に占有する通信手段を用いて行われるデータ通信について速度や通信量を制限することがあります。

4 当社または接続事業者は、1つの通信について、その通信時間が一定時間を超え、またはその通信容量が一定容量を超え、その通信を切断することがあります。

5 当社または接続事業者は、平均的な利用を著しく上回る大量の通信を継続して行い、当社もしくは第三者のネットワークに過大な負荷を与えている本サービス会員の通信を制御または帯域を制限する場合があります。

6 当社または接続事業者は、当社所定の通信手段を用いて行われた通信について、当該通信に割り当てる帯域を制御することがあります。

7 当社または接続事業者は、本条第2項乃至第6項に定める通信時間等の制限のため、通信にかかる情報の収集、分析および蓄積を行うことがあります。

第17条 (責任の制限)

当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、本サービス会員が本サービスを全く利用できない状態(本サービスの利用に関し著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。))にあることを当社が認識した時刻から起算して、1日の営業時間の全てについてその状態が連続したときに限り、その対象となる本サービス会員の損害を賠償します。なお、かかる損害に対して当社が賠償する損害の範囲は、本条第2項から第4項の規定が適用されます。

2 前項の場合において、当社が賠償する損害の範囲は、その対象となる本サービス会員に現実発生した通常損害とし、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が認識した時刻以後のその状態が連続した時間(1日の倍数である部分に限ります。))に対応する本サービスの料金等(料金表の基本使用料に基づく1日あたりの料金により算出します。)が発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

3 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の故意または重大な過失によりその提供をしなかったときは、前2項の規定は適用しません。

4 当社は、接続事業者をはじめとする他の電気通信事業者の責に帰すべき事由により、本サービスの提供ができなかった場合、当社が他の電気通信事業者から受領する損害賠償額を本サービスが利用できなかった本サービス会員に対する損害賠償の限度額とします。

第18条 (免責事項)

当社は、本サービス会員が本サービスを利用したことまたは利用できなかったこともしくは本サービス契約に関連して損害を被った場合(会員規約第13条、第18条、第19条および第33条、ならびに本特約第14条、第15条および第16条による場合を含みます。))において、第17条による場合を除き、一切責任を負わないものとします。

2 当社は当社設備に蓄積または保管された情報またはデータ等を保護する義務を負わないものとし、その消失、削除、変更または改ざん等があった場合においても前項と同様とします。

3 当社は、本サービス会員の行為については、一切責任を負わないものとし、本サービス会員は、第三者との間で紛争が生じた場合には自己の責任と費用により解決するとともに、当社を免責し、当社に損害を与えた場合には、当該損害を賠償する義務を負うものとします。

4 天災、事変、その他不可抗力、第三者の設備および回線等の障害等、当社の責めに帰さない事由により本サービス会員が被った損害においては、当社は一切責任を負わないものとします。

5 本サービス会員は、会員規約第33条の規定に違反して当社の業務に支障を与えたまたは与えるおそれがあるとき(電気通信設備を亡失またはき損したときを含みます。))は、当社が指定する期日までに当社がその対応に要した費用を支払うものとします。

6 本サービス会員が会員規約第33条第1項各号のいずれかに該当していると当社が判断した場合、当社は通知その他の手続きをすることなく次の措置を行うことができるものとします。

- (1) 本サービス会員に対し、当該行為の中止、修正またはデータの移動、その他必要な措置等を行うことを要求すること。
 - (2) 本サービス内に蓄積する情報またはデータ等を本サービス会員もしくは第三者が閲覧できない状態に置くまたは削除すること。
 - (3) その他禁止行為を停止するために必要な措置を行うこと。
- 7 当社は前項の義務を負うものではなく、当社が前項の措置等を行わないことにより本サービス会員または第三者が被った損害に関しては、一切責任を負わないものとします。

第19条 (本サービスの変更と終了)

当社は、事前に通知その他の手続きをすることなく、本サービスの内容の変更等ができるものとします。ただし、本サービス会員にとって不利な変更等の場合、当社は事前に通知するものとします。

- 2 当社は事前に通知することで、本サービス会員の承諾を得ることなく、本サービスの全部または一部を休止できるものとします。
- 3 本サービス会員は、接続事業者が本サービスにかかる電気通信サービスの提供を終了した場合、本サービスも同時に終了となることにつき、あらかじめ承諾するものとします。

第4章 料金

第20条 (料金等)

当社が提供する本サービスの料金等については、別に定めるところによります。

- 2 本サービス会員は、本サービス契約が成立したときから、料金等を支払う義務を負うものとします。
- 3 会員規約第18条あるいは第19条、または本特約第14条あるいは第15条等があった場合においても、本サービス会員は前項にかかる義務を負うものとします。

第21条 (契約解除料)

本サービス会員は、第7条に定める最低利用期間の満了前に第10条または会員規約第13条の規定により本サービス契約の解約があったときは、1つの本サービス契約毎に別表「2 契約解除料」に定める契約解除料を当社の定める期日までに支払うものとします。

- 2 本サービス会員は、本サービス契約成立後最低利用期間の起算日前に第10条または会員規約第13条の規定により本サービス契約の解約があったときは、1つの本サービス契約毎に別表「2 契約解除料」に定める利用期間「1カ月目」の場合と同額の契約解除料を当社の定める期日までに支払うものとします。

第22条 (料金の計算方法)

当社は、暦月を1料金月として、料金を計算します。

- 2 当社は、料金については、これを日割りしません。
- 3 当社は、料金その他の計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとします。

第23条 (料金の支払方法)

本サービス会員は、本サービス契約にかかる料金等の支払いについて、あらかじめ別表「3 支払方法」に規定する支払方法のいずれかを指定していただきます。

- 2 本サービス会員は、本サービス契約にかかる料金等について、当社が定める期日までに、前項の規定により指定した支払方法により支払っていただきます。
- 3 前項の場合において、料金等は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。
- 4 当社は、本サービス契約にかかる料金等の支払いについて、次のいずれかに該当したときは、払込票を発行します。この場合において、本サービス会員は、第1項の規定により指定した支払方法にかかわらず、その払込票を使用して料金等を支払っていただきます。

- (1) 口座振替にかかる金融機関等の手続きが完了する前に料金等の支払いを要するとき。
 - (2) 口座振替による料金等の引き落としが残高不足により1回でも完了しなかったとき。
 - (3) クレジットカードまたは口座振替の支払口座が使用不能であることを当社が知ったとき。
- 5 前項の場合において、当社は、同項第2号または第3号のいずれかに該当したときは、その該当した支払方法が変更されない限り、それ以降も払込票の発行を継続するものとし、本サービス会員は、その払込票を使用して料金等を支払っていただきます。ただし、同項第2号に該当した場合であって、その払込票により支払いが行われたときは、この限りではありません。

第24条 (消費税)

本特約により支払いを要する額は、料金表に規定する税抜額に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額とします。なお、本条により計算された支払いを要する額は、料金表に規定する税込額(消費税相当額を加算した額をいいます。)に基づき計算した結果と異なる場合があります。

附則

第1条 (実施期日)

本特約は、平成27年2月1日から実施します。

別表

1 料金表

@George LTEに関する料金

区 分	金額(税抜)
基本使用料	4,267円
開通手数料	3,000円
再申込金	3,000円
SIM再発行/紛失手数料	3,000円
催告事務手数料	400円
メールアカウント追加料金(※オプションサービス)	150円
工事費	別に算定する実費

2 契約解除料

区 分	金額(税抜)	
契約解除料	利用開始日より13ヶ月以内での解約	30,000円
	利用開始日より14ヶ月以上 25ヶ月以内での解約	10,000円

3 支払方法

本サービス会員が指定できる支払方法

申込時に右から選択	1. 当社が指定する金融機関等にかかる口座振替決済
	2. 当社が指定するクレジットカード決済